



鳥取県指令協推2第156号

八頭郡河原町大字牛戸3-18  
特定非営利活動法人はあと&はんど  
代表者 猪口 はるみ

平成15年7月17日付けで申請のあった特定非営利活動法人はあと&はんどの定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項により準用する同法第12条第1項の規定により認証する。

平成15年9月24日

鳥取県知事 片山 善博



記

定款変更の内容

第5条を次のとおりに変更

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ホームヘルプサービス事業
- (2) 普及事業
- (3) 居宅介護サービス事業
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 支援費事業
- (6) その他法人の目的達成のため必要な事業